

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 8 月頃、会社を退職し、A 市の実家に帰った時、母が加入手続を行って国民年金に加入し、私の国民年金保険料も納付していた。

母から、私が昭和 61 年 4 月に B 共済組合の組合員になるまで、私の国民年金保険料は全て納付していると聞いたことがあるので、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市が管理している申立人に係る国民年金被保険者名簿により、昭和 60 年 9 月 3 日に払い出されたことが確認でき、同手帳記号番号払出時点において申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、オンライン記録によると申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金制度発足当時から 60 歳到達日まで国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料を納付しており、申立期間当時同居していたとされる申立人の父親及び申立人の兄夫婦も申立期間の国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立期間は、8 か月と短期間である上、申立人の母親は「申立期間当時同居していた私たち夫婦、申立人の兄夫婦及び申立人の 5 人分の国民年金保険料を市役所の窓口で納付しており、未納に係る督促など受けたことは無い。」と供述していることから、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 6 月まで

昭和 60 年 3 月に大学を卒業し、A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、B 区役所の支所で国民年金に加入した。

国民年金保険料は A 事業所の給料から定期的に銀行窓口で納付していた。平成元年 4 月に実家に戻ってから同年 9 月に親の会社に勤務するまで、国民年金保険料は納付していなかったが、勤務してからは遅れながらも金融機関の窓口で自分が納付していた。

年金記録を確認すると、国民年金の納付記録がなかったため、年金事務所で調査してもらったところ、一部の期間は納付済と確認されたのに、申立期間については未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和 63 年 5 月頃に払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の同手帳記号番号払出時点においては、申立期間①のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、保険料を遡って納付したとは申し立てていない。

さらに、申立人は、C 市に戻ってから申立期間②の保険料を遅れながら金融機関の窓口で納付していたと申し立てているものの、オンライン記録によ

ると申立期間②直後の平成元年7月から同年9月までの保険料については、時効間際である3年8月に過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付の時点では、時効により申立期間②の保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
昭和46年12月頃、母がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、母が保険料を納付してくれていたと思う。
申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和50年12月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳及びA町の被保険者名簿から、申立人は、昭和50年12月25日に46年12月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付し、同年10月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間は、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間とされていない上、国民年金手帳記号番号払出時点（昭和50年12月）においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の母親は、既に亡くなっているため供述を得ることができず、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 46 年 4 月まで
昭和 40 年 4 月頃、親から国民年金の加入を勧められ、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、毎年、春頃に市役所に出向いて 1 年分を納付していた。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、オンライン記録では未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和 49 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳により、申立人は、昭和 47 年 7 月 6 日に国民年金の被保険者資格を取得したとされ、申立期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人には国民年金の加入期間において未納期間が散見される上、申立期間は 49 か月と長期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。